



< ヒヤリ・ハット > マイスリー錠とマイスタン錠の取り違えに注意 !!

日本医療機能評価機構は2022年9月8日、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の共有すべき事例「2022年No.8」で、マイスリー錠（一般名ソルピデム酒石酸塩）の処方に対して、マイスタン錠（クロバザム）とのレセコン誤入力と誤交付が同時に起きたヒヤリ・ハット事例を公表しました。事例の詳細は以下の通りです。

患者にはマイスリー錠を含む薬剤が処方され、事務員が処方内容をレセコンへ入力する際にマイスリーの入力を漏らしてしまいました。

その後鑑査者が事務員の入力漏れに気づき、レセコンの入力内容を訂正する際に誤ってマイスタンと入力してしまいました。

調剤者はマイスタンを取りそろえ、鑑査者は患者に交付した。交付後に処方内容を確認した際、薬剤の取り違えに気づき、患者に電話して薬剤を交換することとなった。

本事例は、レセプトコンピュータへの誤入力により作成された薬剤情報や薬袋、薬剤情報提供書、薬歴画面などを見て調製を行ったことが要因となった薬剤取

り違えの事例であると考えられ、このパターンのヒヤリ・ハットが多く報告されています。調剤は処方箋で行うことが原則であります。

また、マイスリー錠とマイスタン錠の取り違えは、①処方作成時の3文字検索を行った場合の薬剤選択ミス、②調剤時の薬剤名類似によるピックアップミス、などがあり、2012年と2018年にも同様の薬剤選択間違いが継続したことから製薬企業から注意喚起情報が発信されており、今回も7月に3度目の注意喚起情報が発信されました。①のような処方段階での間違いがあるため、本事例での薬剤に関わらず、抗てんかん剤などのハイリスク薬や処方オーダーシステムで誤入力されやすい医薬品が処方されている患者さんに対しては、病歴や薬歴等の確認が必要と思われます。

販売名	マイスリー錠	マイスタン錠
規格	5mg/10mg	5mg/10mg
有効成分	ソルピデム酒石酸塩	クロバザム
薬効分類	睡眠導入剤	抗てんかん剤

※ 日本医療機能評価機構：薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の共有すべき事例「2022年No.8」

< 学術部への Q & A > 患者から依頼された他医療機関の処方薬の一包化

【Q】 毎回、処方薬を一包化している患者さんから、他薬局で調剤された他院の処方薬と一緒に一包化してほしいと依頼された。この場合の他院処方薬の一包化はサービスになりますか？ 何か加算は取れますか？

【A】 外来服薬支援料1（月1回、185点）を算定できます。

外来服薬支援料1は、自己による服薬管理が困難な外来患者もしくはその家族の求めに応じて、その患者が服用している薬剤を整理するとともに、一包化や服薬カレンダーの活用などにより日々の服薬管理について支援することを目的としています。

当該相談の場合のように、他院の処方薬一包化は、処方箋に基づいて発生する点数でないことから、**通常のレセプトとは別に作成する必要があります。**つまり、本点数の算定要件（「注1」、「注2」）のいずれに該当するのか（下表参照）、「服薬管理を実施した年月日」と「保険医療機関の名称」を「摘要」欄に記載します。要件の「注1」と「注2」の相違点は下表の通りですが、「注1」は保険薬剤師が患家を訪問するなどにより服薬支援を実施した場合、「注2」は患者が保険薬局に持参した薬剤について服薬支援を実施した場合であるといえるようです。本相談の場合は「注2」に該当すると考えられます。

	算定要件	
	「注1」	「注2」
患者・家族等または医療機関の求めに応じて実施	○	
患者・家族等が薬局に薬剤を持参（あらかじめ薬剤を入れる袋等を提供し、ブラウンバッグ運動を周知）	明記なし（すなわち、薬剤師が患家を訪問した場合でも可）	○
当該薬局以外で投与された薬剤を確認（重複投薬・相互作用等の確認、処方医への紹介等を含む）	○	明記なし
調剤支援の対象薬剤 ① 当該薬局で調剤した薬剤のみ ② 他の薬局で調剤した薬剤のみ ③ 院内投薬された薬剤のみ	いずれも算定可	
処方医に当該薬剤の治療上・服薬管理支援の必要性を確認	○	-
服薬支援・管理の結果を医療機関へ情報提供	-	○

【引用書籍】日本薬剤師会、令和4年版 保険調剤 Q&A、診療報酬点数のポイント、p157-156、じほう